

医療法人社団哺育会 介護老人保健施設ハートケア湘南・芦名

運 営 規 程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団哺育会の開設する医療法人社団哺育会介護老人保健施設ハートケア湘南・芦名（以下、(施設)という）が介護保険法に基づく介護保険施設サービスを提供するに当たり、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第40号）の規定によるもののほか運営に関する規程を定め、もって事業の適正運営を図るものとする

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険施設サービスを提供し、以って保険医療の向上と増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 サービスの事業の運営方針は、次のとおりとする。

介護保健施設サービス

施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする事とともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

- 2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 3 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当施設の事業の職員の職種、員数は次のとおりであり、必置職員については法令の定めるところによる。

- | | | |
|------|-------------------|-------------|
| (1) | 管理者 | 1人 |
| (2) | 医師 | 1.5人以上 |
| (3) | 薬剤師 | 0.5人以上 |
| (4) | 看護職員 | 15人以上 |
| (5) | 介護職員 | 36人以上 |
| (6) | 支援相談員 | 2人以上 |
| (7) | 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | |
| | 理学療法士、 | 1人以上 |
| | 作業療法士 | 1人以上 |
| | 言語聴覚士 | 1人以上 |
| (8) | 管理栄養士 | 2人以上(通りハ兼務) |
| (9) | 介護支援専門員 | 2人以上 |
| (10) | 事務職員 | 6名 |
| (11) | その他職員 | 7名 |

2 従業員の主な職務内容は次のとおりである。

- | | | |
|------|--------------------------|--|
| (1) | 管理者 | 施設、職員及び業務の管理、 |
| (2) | 医師 | 利用者の健康管理 |
| (3) | 薬剤師 | 薬の管理、調剤 |
| (4) | 看護職員 | 利用者の看護、介護 |
| (5) | 介護職員 | 利用者の介護 |
| (6) | 支援相談員 | 利用者、家族の相談援助、利用者と関係各機関との連絡、調整 |
| (7) | 理学療法士、
作業療法士
言語聴覚士 | 利用者の機能回復の為理学療法、作業療法
療法の訓練の実施
利用者の言語療法及び摂食機能訓練の実施 |
| (8) | 管理栄養士 | 利用者の栄養管理、栄養ケアプラン作成等 |
| (9) | 介護支援専門員 | ケアプランの作成、認定調査の協力 |
| (10) | 事務職員 | 事務全般 |
| (11) | その他職員 | 送迎時自動車の運転、施設の営繕、リハビリ助手 |

第3章 利用定員及び居室数

(定員)

第5条 当施設の定員は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|---------------|
| 介護保険施設サービス | 150名 |
| (内認知症専門棟の40名を含む) | |
| 2 個室(1人部屋) | 10室/内認知症専門棟4室 |
| 4人部屋 | 35室/内認知症専門棟6室 |

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に質する重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 サービス事業の内容は、次のとおりとする。

介護老人保健施設サービスの内容

- 一 看護
- 二 医学的管理の下における介護及び機能訓練
- 三 その他必要な医療
- 四 日常生活上の生活援助活動
- 五 相談援助(入所者及び家族への助言援助)
- 六 レクリエーション、家族との交流
- 七 その他円滑な施設生活の為の援助及び退所に向けての必要な助言援助

(利用料その他の費用)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合は入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項を含めて負担する費用は別表1のとおりとする。

又、別表1の(2)に示す費用については、選択制であり利用者又はその家族の方の選択にも基づくものである。

4 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービス

の内容・費用について文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。

（食事の提供）

第9条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- 一 朝食 午前8時から
- 二 昼食 正午から
- 三 夕食 午後6時から

第5章 サービス利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第10条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

（外出・外泊）

第11条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きによりに届け出るものとする。

（衛生保持）

第12条 施設は、利用者の清潔、整頓、利用者の利用する施設、設備等、その他環境衛生の保持に努めるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。利用者は施設に協力するものとする。

（禁止行為）

第13条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

（非常災害対策）

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、各階職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防

火管理者が立ち会う。

- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、施設に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用法の徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（事業継続計画）

第15条

- 1 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して居宅支援の提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束等）

第16条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師が判断し、身体拘束・安全ベルト等の装用その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合、本人もしくは家族の同意を受け（緊急の場合、事後）当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 施設は、身体的総則等の適正化を図る為、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施する。

（褥瘡対策等）

第17条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（虐待防止）

第18条 施設は虐待防止の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

2 施設における虐待の防止の為の対策を検討する委員会（（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知を図る。

- (1) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (2) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施する。
- (3) 前2項に掲げる措置を適正に実施するための担当者を置くこと。
- (4) サービスに関する利用者及びその家族からの虐待に迅速に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

1) 虐待相談窓口担当者 虐待防止委員長

2) 受付時間 9:00~17:00 までとする。

(5) 公的機関虐待防受付窓口

・横須賀市高齢者虐待防止センター 046-822-9613

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第19条 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、別に定める事故発生の防止のするための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は専門的期間での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止の為の安全対策委員会（（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

- 4 前3項に掲げる措置を適正に実施するための担当者を設置する。
- 5 職員に対し、安全対策及び事故発生予防のための研修を定期的（年2回以上）に実施する。

（ 苦情処理 ）

第20条 施設は別表2に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、入所者からの苦情処理に迅速かつ適切に対応するものとする。

- 1) 苦情相談窓口担当者 支援相談員 佐藤 壮
- 2) 受付時間 9:00~17:00 までとする。
- 3) ご意見箱の設置 正面玄関・事務室前・各エレベーター前

（ 協力医療機関等 ）

第21条 利用者の病状の急変等に備えるための協力病院は、次の通りとする。

横須賀市立市民病院 所在地 横須賀市長坂 1-3-2
金沢文庫病院 所在地 横浜市金沢区東釜利谷東 2-6-22

2 利用者のための協力歯科医療機関は、次の通りとする。

古屋歯科医院 所在地 横須賀市舟倉 1-14-5
千恵歯科医院 所在地 横須賀市若松町 2-3 2F
神奈川歯科大付属病院 所在地 横須賀市小川町 1 番地 23

（ 会計の区分 ）

第22条 サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

（ 守秘義務及び個人情報の保護 ）

第23条 職員に対して、施設の職員である期間及び施設の職員で亡くなった音においても、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を行う。

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師並びに協力医療機関へ当該利用者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供する。
- 3 協力医療機関との間で定期的に利用者等の病歴等の情報を共有する。

(衛生管理)

第24条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまたはまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染対策委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする)を開催するとともに、その結果について職員に周知を図る。
- 4 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的(年2回以上)に実施する。
- 5 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」の沿った対応を行う。
- 6 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 7 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

第7章 その他施設運営に関する重要事項 (その他)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力医療機関、利用者負担額及び苦情処理の対応、緊急時の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、介護保険諸法令その他諸法令の定めるところにより、利用者及び扶養者等の意見を考慮して、医療法人社団哺育会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程の一部を改定し平成14年12月1日より施行する。

この規程の一部を改定し平成15年6月1日より施行する。

この規程の一部を改定し平成16年6月1日より施行する。

この規程の一部を改定し平成17年10月1日より施行する。

この規程の一部を改定し平成18年4月1日より施行する。

この規程の一部を改定し平成19年10月1日より施行する。

この規程の一部を改定し平成22年1月1日より施行する。

この規程の一部を改定し平成25年12月1日より施行する。

この規程の一部を改定し平成29年2月1日より施行する。

この規程の一部を改定し令和2年11月1日より施行する。

この規程の一部を改定し令和3年4月1日より施行する。

この規程の一部を改定し令和6年4月1日より施行する。